

# 高齢期の住まいに関する県の計画があります！

高齢期の住まいについてより詳しく知りたい、県がどんな取り組みをしているのか知りたい方、是非計画をご覧ください。

## 神奈川県高齢者居住安定確保計画【概要】 令和6年3月改定

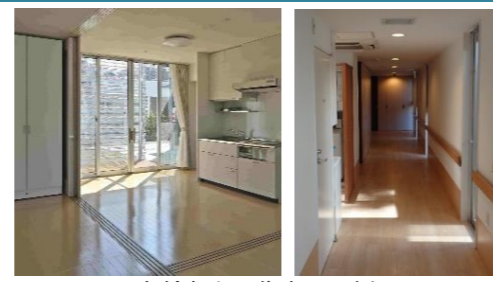
計画期間 2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間（原則5年ごとに見直し）

### 目指すところ

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

### 3つの柱から取組を展開

- 住み慣れた地域に住み続けるための環境づくり
- 暮らしを支えるための高齢者向け住宅や施設の整備
- 住まいの確保に困っている方への支援



高齢者向け住宅の一例

### 計画の見方・活用方法

施策体系

1 高齢者が住み慣れた地域で住み続けるための環境の整備

(1) 住み慣れた地域における継続居住の実現

ア 高齢期の安心・安全な住まいの確保の促進

(ア) 高齢期における住まい・住み替えに関する相談体制の充実

【新規・重点施策】

(イ) 健康寿命の延伸を実現する温熱環境等に配慮した住まいづくり

(ロ) バリアフリー住宅への住み替えやリフォーム等の促進

(ハ) 自宅の適正な管理の推進【新規施策】

(ニ) リバースモーゲージやリースバック等の情報提供

(ホ) I o T技術等を活用した健康管理や見守りサービスの普及促進

【新規施策】

(2) 住まいにおける介護の充実

ア 住まいにおけるケアの適切な提供

(ア) 居宅生活支援サービスの適切な提供と円滑な運営

(イ) 様々な介護の情報の適切な提供

(ロ) 認知症高齢者への支援施策の充実

自立 要支援 要介護

自立 要支援 要介護

項目ごとに施策の目安となる介護度を示しています。読みたい内容を探す際に参考にして下さい。

<計画 P16-17>

- 自立 主にプレシニアやアクティブシニアの方
- 要支援 主に生活等の支援を必要とする方
- 要介護 主に介護や支援を必要とする方

コラム column 空き家にしない『わが家』の終活ノート


高齢者の持ち家が空き家となり、管理不全となることを未然に防止するため、居住支援協議会が作成した冊子です。また、高齢者の家族にも向けた、冊子の説明動画を YouTube で配信しています。

<主な掲載内容>

- ・空き家問題の解説(周辺地域への影響等)
- ・書き留めてもらう事項(利活用、処分の方法等)
- ・各種制度の解説(家族信託、任意後見制度等)
- ・相続に関する相談窓口の一覧

県ホームページのURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/akiya/index.html#endingnote>



施策に関連する内容のコラムを随所に盛り込んでいます。また、コラムのさらに詳しい内容を検索できるよう、URLやQRコードも掲載しています。(インターネットで計画を見られる方は、URLのクリックで記載ページを閲覧できます。)

「神奈川県高齢者居住安定確保計画」に関する詳しい情報は、県ホームページをご覧ください。

神奈川県 確保計画




知らないで損!?

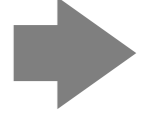
# 「高齢期の住まい方」今から考えてみませんか？

いざという時、考える時間や余裕はありません 

### 知っておきたいこと


## STEP 01 どんな選択肢があるのか知っておく


自分のため、家族のため、30秒でできるフロー図で高齢期の住まい方を確認してみる 

次のページへ 

## STEP 02 「相談窓口がある」ことを知っておく

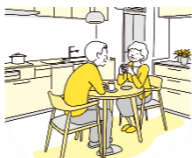
住まいや介護について、確認・相談したいことがある時は、是非一覧を参考にしてください。

窓口の一覧は、こちらのQRコードからご覧いただけます。 

巻末記載の「神奈川県高齢者居住安定確保計画」にも一覧を掲載しています。 

## STEP 03 家族や友人、身近な人に自分の意思を伝えておく

ご自身の希望や意思を身近な人に伝えておくことが大切です。自宅に住み続けたい、介護が必要になったら施設に入りたい、などの将来のビジョンは変化するため、定期的に見直すことも必要です。

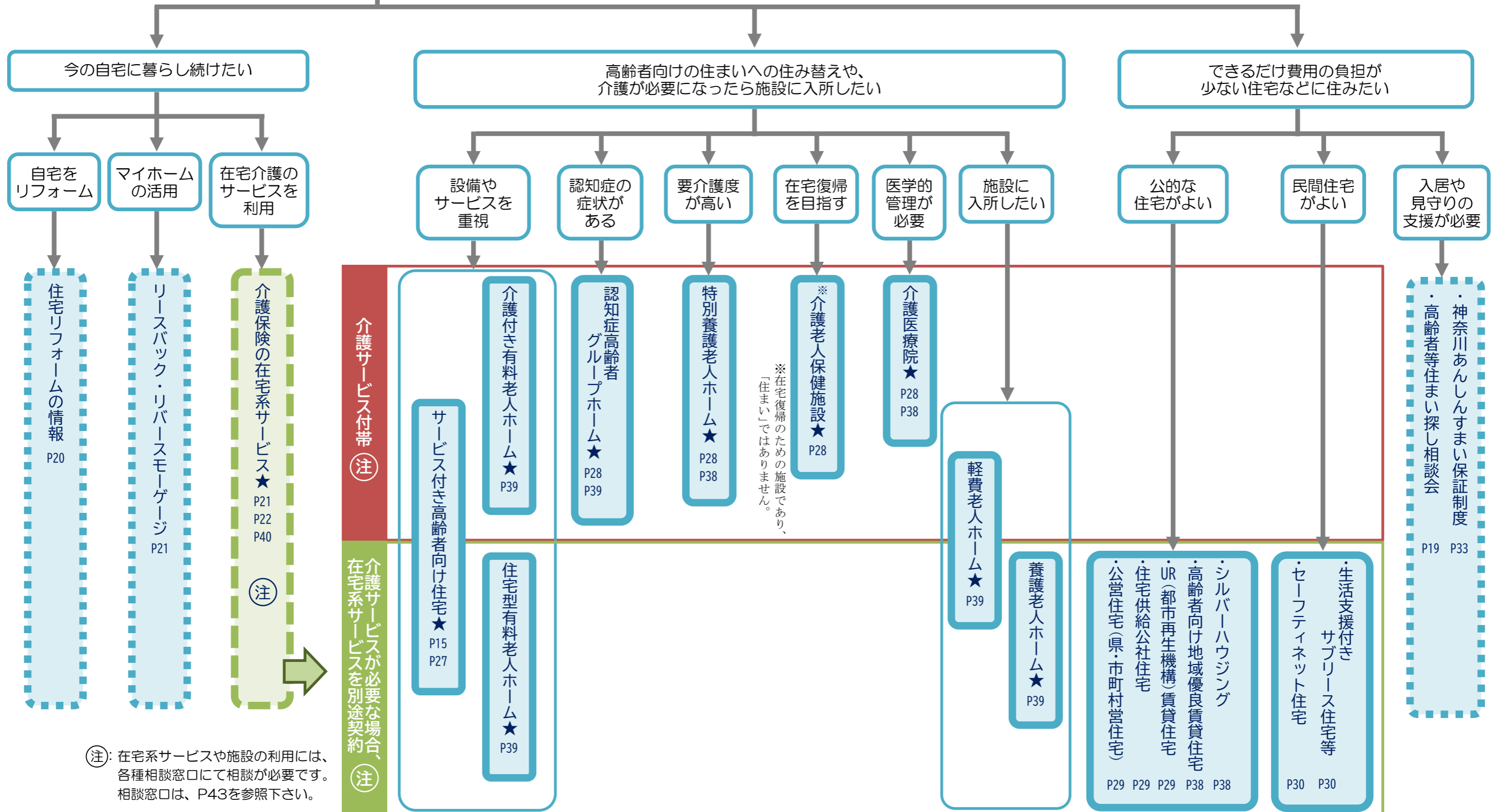


# 高齢期の住まいや必要なサービスを考えるフロー図

※ このフロー図は、高齢期の住まいやサービスを考える上での大まかな目安として参照してください。  
 ※ ——— は「住宅や施設」、●●●●● は「手段・手法」、——— は「介護サービス」を示しています。  
 ※ 施設やサービス名の下のページ数は「神奈川県高齢者居住安定確保計画」内の関連ページを示しています。  
 ※ 施設やサービス名の下に★印があるものや、このほか各種福祉サービスの詳細については、「かながわ介護・福祉辞典(<https://houkatsu.rakuraku.or.jp/>)」のホームページからご覧いただけます。



ご自身の意向から、高齢期の住まい方を検討してみましょう！  
**START**



①注: 在宅系サービスや施設の利用には、各種相談窓口にて相談が必要です。相談窓口は、P43を参照下さい。

介護サービス付帯 ①注

介護サービスが必要な場合、在宅系サービスを別途契約 ①注

※在宅復帰のための施設であり、「住まい」ではありません。